

## みよし市城山保育園の管理運営に関する基本協定仕様書（案）

（趣旨）

第1 この仕様書は、みよし市城山保育園（以下「園」という。）の管理運営に関する指定管理協定書（以下「協定書」という。）の規定に基づく園の管理運営に関し、必要な事項を定める。

（開園日等）

第2 協定書第9条に規定する業務に係る開園日及び保育時間は、次に定めるとおりとする。

(1) 開園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（1月2日及び1月3日並びに12月29日から12月31日まで）を除く毎日とする。

(2) 保育時間は、午前8時から午後4時までとする。

(3) 保護者からの申請に基づいて、第3に規定する延長保育事業を実施する場合の保育時間は、午前7時30分から午前8時まで及び午後4時から午後7時までとする。

（管理運営業務）

第3 協定書第9条第1項第3号に規定する市長が認める業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 延長保育事業

(2) 休日保育事業

(3) 障がい児保育事業

(4) 保育園開放事業

(5) 世代間交流事業

(6) その他市長が認めた事業

（入所児童見込数等）

第4 園の定員は、次のとおり110人とする。ただし、入所希望者の増加等があった場合は、市と指定管理者の協議の上、定員の見直しを実施する。

単位：人

|    | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計  |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 人数 | 9   | 18  | 18  | 20  | 22  | 23  | 110 |

（児童の健康診断）

第5 指定管理者は、入所児童に対し、定期健康診断として内科検診（年2回、5月・10月）及び歯科検診（年2回）を行うものとし、その結果を市に報告するものとする。

（消防計画）

第6 指定管理者は、消防計画を作成し、防火管理者を置かなければならない。

2 指定管理者は、月1回避難訓練及び消火訓練を行い、記録を整備するものとする。

（給食の実施）

第7 指定管理者は、市の栄養士と連携を図り、市が作成した統一献立表に基づいて自園調理するものとする。

- 2 指定管理者は、遺伝子組替え食品の恐れのあるものなどについても使用しないように努めるものとする。
- 3 指定管理者は、アレルギー等がある児童に対しては、保護者と相談の上、個別に対応するものとする。
- 4 指定管理者は、毎食、検食を用意し、施設長が検食をする。ただし、施設長が不在等の場合は、代理職員が行うこととする。
- 5 指定管理者は、給食材料の購入実績について、市に報告するものとする。  
(職員の配置等)

第8 指定管理者は職員を配置することとし、その職種及び人数は、次のとおりとする。

| 職 種        | 人 数 | 摘 要            |
|------------|-----|----------------|
| 施設長        | 1 人 | 資格要件による        |
| 副園長又は主任保育士 | 1 人 | 資格要件による        |
| 保育士        | 相当数 | 配置基準による        |
| 事務職員       | 必要数 | 非常勤職員          |
| 業務員        | 2 人 | 調理師免許取得者 1 人以上 |

備考 上記のほか、非常勤職員を業務の状況によって配置するものとする。

- 2 各クラスにおける担当職員の配置基準は、次のとおりとする。

| クラス (年齢) | 配置基準         |
|----------|--------------|
| 0 歳児     | 児童 3 : 職員 1  |
| 1 歳児     | 児童 6 : 職員 1  |
| 2 歳児     | 児童 6 : 職員 1  |
| 3 歳児     | 児童 20 : 職員 1 |
| 4 歳児     | 児童 30 : 職員 1 |
| 5 歳児     | 児童 30 : 職員 1 |

備考 職員配置については、各年齢の児童数が基準人数を 1 人超えるごとに保育士 1 人を配置するものとする。

- 3 障がい児等の加配保育士が必要な児童の受入れに対する加配保育士の数は、当該児童数 2 人に対して保育士 1 人を基本とし、当該児童の状況に応じた配置を実施するものとする。
- 4 延長保育事業における保育士の配置人数は、利用児童数の配置基準に基づいた人数(ただし、最低 2 人以上とし、うち 1 人は保健師又は看護師でも可とする。)とする。
- 5 休日保育事業における保育士の配置人数は 2 人とし、受入児童数 20 人を限度とした中で配置基準に基づいた児童数を受け入れるものとする。
- 6 職員の職種による資格要件は、次のとおりとする。  
(1) 施設長

施設長は、年齢が原則として40歳以上で、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、幹部職員としての能力及び経験を有するもので、次の要件を具備していること。

- ア 保育士資格を有し、7年以上の実務経験がある者
- イ 副園長又は主任保育士として2年以上の実務経験がある者

(2) 保育士

ア 保育士とは、次に掲げる保育士をいう。

(ア) 副園長又は主任保育士とは、保育士のうち5年以上の保育実務経験を有し、施設長を補佐することができる知識及び技術を有する者で、原則としてクラス担任を持たないものをいう。

(イ) 常勤保育士とは、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第16条に規定する登録を受けた者で、非常勤保育士でないものをいう。

(ウ) 非常勤保育士とは、月20日未満又は週36時間以下の勤務の保育士をいう。

イ 指定管理者は、子どもを長期間にわたって保育できる常勤保育士を確保することを基本とするが、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により入所児童の処遇水準の確保が図れる場合で、次の条件を全て満たす場合には上記定数のうち年齢が基準となる保育士の定数の一部に下記条件の範囲内で非常勤保育士を配置しても差し支えない。

(ア) 常勤保育士の総数が、年齢を基準とする保育士の定数の8割以上であること。

(イ) 常勤保育士が各クラスに1人以上配置されていること。

(ウ) 常勤保育士に代えて非常勤保育士を配置する場合の勤務時間数が、常勤保育士を配置する場合の勤務時間数を上回ること。

ウ 保育士は、年齢構成に十分配慮し、保育園又は幼稚園において5年以上の実務経験を有するものが常勤保育士の3分の1以上含まれること。

(3) 業務員

業務員は給食配膳及び調理業務に従事する者をいい、調理師免許取得者を1名以上含み、次の要件が満たされるために必要な人員を配置するものとする。

ア 衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施すること。

イ 栄養士による栄養面での指導等に必要な配慮が行われること。

ウ 児童の発育状態や健康状態に応じた離乳食・幼児食やアレルギー等への配慮が行われること。

エ 安全面、衛生面、栄養面及び嗜好面での質の確保が図られること。

オ 調理業務を委託する場合もアからエまでを遵守させること。

7 指定管理者は、職員を安定的かつ継続的に雇用することとし、原則として年度内の職員の異動は行わないものとする。

8 指定管理者は、職員の健康管理に努めるとともに、職員の採用、配置その他雇用管理に当たっては、労働関係法令を遵守すること。

(職員研修)

第9 指定管理者は、随時、職員の研修を実施するよう努めるとともに、市の指定する研修に積

極的に参加し、職員の資質向上を図ること。

(父母の会の設置)

第10 指定管理者は、父母の会を設置し、保育の内容及び質の維持・向上に関し、保護者に不安が生じないよう協議・調整すること。

(園児の制服等)

第11 指定管理者は、園児の制服その他の個人用品に関して可能な限り公立保育園に準ずるものとし、新たな負担を保護者に求めないものとする。ただし、園児の制服その他の個人用品に関して独自のものを採用する場合は、父母の会と協議するなど保護者の同意の下、実施すること。

(アンケートの実施)

第12 市が実施する入所児童の保護者に対する保育に関するアンケートについて、指定管理者は誠意をもって協力するものとする。

(嘱託医)

第13 指定管理者は、市の推薦により嘱託医を配置するものとし、嘱託医の業務は、公立保育園に準じて行うものとする。

(併任兼務の禁止)

第14 施設長、副園長又は主任保育士及び常勤保育士は、他の社会福祉施設（社会福祉事業）等との併任兼務を認めない。

(規則)

第15 指定管理者は、保育園規則及び就業規則（給与規程を含む。）を定めなければならない。

(関係書類の整備)

第16 指定管理者は、次に掲げる帳簿等を常に整備し、変更があった場合はその都度、市に提出するものとする。

(1) 保育園の運営方針

ア 保育園経営案

イ 保育園規則

ウ 就業規則（給与規程等を含む。）

(2) 職員等の構成

ア 職員表

イ 履歴書

ウ 資格証明書（写し）

(物品等の購入)

第17 指定管理者は、園の運営に必要な物品等を購入する場合には、次の点に留意するものとする。

(1) 購入物品等に要する費用は、指定管理者の負担とする。

(2) 指定管理者は、購入する物品等について、原材料に内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）を有する等人体に有害な影響を及ぼす等のおそれのある製品は購入しないよう努めるものとする。

(3) 指定管理者は、購入した物品等のうち、購入金額3万円以上（消費税を含む。）の物品等（以下「購入備品」という。）については、品名、数量、購入年月日、購入金額（消費税を含む。）購入先等を記載した台帳を整備し、市の検査を受けなければならない。

(4) 指定管理者は、物品等の管理にあたっては第18の規定に基づき、管理するものとする。  
（物品の管理保全）

第18 指定管理者は、物品等について破損、滅失等した場合は補充し、その使用に支障がないようにしなければならない。

2 指定管理者は、購入備品について常に数量、使用場所及び使用状況の把握するとともに、滅失及び補充があったときは台帳に記載するものとする。

3 指定管理者は、管理している物品等を園の用に供するために使用するものとし、第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。

（施設の改変等の禁止）

第19 指定管理者は、施設及びその付帯施設（以下「施設等」という。）について次の事項を行なってはならないものとする。ただし、あらかじめ市の承諾を受けたときは、この限りでない。

(1) 施設等の構造、造作物を改革すること。

(2) 施設等を園の管理運営業務の目的以外に使用すること。

（事故、災害等の報告）

第20 指定管理者は、死亡事故、意識不明事故、30日以上の治療を要する事故その他これに類する事故が発生した場合は、事故発生当日中に市へ報告するものとする。また、当該事故以外の事故については、速やかに市へ報告するものとする。

2 指定管理者は、災害その他の事故により施設等が滅失、損傷した場合は、直ちに次の事項を記載した報告書を市に提出するものとする。

(1) 施設等の位置

(2) 事故日時及び原因

(3) 被害の状況

(4) 保全又は復旧のためにとった応急措置

3 市は、指定管理者の報告その他の事由により滅失又は損傷の事実を知ったときは、関係機関と協議の上、速やかにその対応策を実施し、指定管理者に連絡するものとする。